

## 足利市介護予防・生活支援サービス事業（通所型短期集中予防サービス）実施要綱

### （事業の目的）

第1条 この要綱は、足利市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（以下「総合事業実施要綱」という。）第3条第1項第1号イに規定する第1号通所事業（以下「通所型サービス」という。）のうち、利用者の個別性に応じた複合的なプログラムを集中的に利用することにより、短期間で日常生活に支障のある生活行為を改善し、介護を要する状態になることを予防するとともに、自ら介護予防の取り組みを継続するために積極的に地域での活動に参加し、自立した生活ができるようになることを目的とするサービス（「訪問型短期集中予防サービス」という。）に係る事業（以下「事業」という。）の実施について、必要な事項を定める。

### （対象者及び事業の利用）

第2条 事業の対象者は、要支援者、事業対象者及び第2号被保険者の資格を喪失している40歳以上65歳未満の要支援状態に相当する要保護者であって、足利市福祉事務所長が生活保護の介護扶助の支給を決定した者（以下「みなし2号対象者」という。）で、次の各号に該当する者とする。なお、事業実施にあたっては、地域包括支援センターが、当該対象者の意思を最大限に尊重しつつ、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、適切なケアマネジメントに基づき決定する。

(1) 次のア～キのいずれかのケースに該当し、集中的な支援により短期間で生活に支障のある生活行為を改善することにより、自立して日常生活を営み、事業終了後は住民主体の集いの場や一般介護予防事業への移行が見込まれる者

ア 退院直後で生活機能全般が低下しているケース

イ ADLやIADLの自立に向けた支援が必要なケース

ウ 自分で外出できるようになることで、閉じこもりが予防できるケース

エ 自ら介護予防に取り組み、体力や生活機能の維持向上に向けた支援が必要なケース

オ 本人に改善の意思があり、改善の見込みが明確なケース

カ 地域ケア会議等において、自立支援に向けた取り組みが必要と認められたケース

キ 地域包括支援センターのケアプランチェックにおいて利用を勧められたケース

(2) 介護支援のアセスメントにおいて本事業の利用が適切と評価され、事業の利用を希望する者

2 前項の対象者が事業を利用する場合、担当する介護支援専門員が市長に対し利用申込を行い、申込を受けた市長は申込内容を確認し利用の可否を決定する。

(事業の内容)

第3条 事業の内容は、次に掲げるもののうち適切なケアマネジメントに基づき必要と認められたものとする。

(1) サービス提供の準備に関すること

ア サービス提供に係る契約、サービス内容の説明等

イ サービス担当者会議への参加

ウ ケアプランに基づく機能評価と個別サービス計画の作成

エ 本人、介護支援専門員及び市に対する個別サービス計画の交付

(2) 利用者の送迎及び個別サービス計画に基づく通所施設におけるプログラムの実施

(3) 事後評価及び実施記録の作成、利用料の徴収及び領収書の発行、委託料の請求

(4) 介護支援専門員への報告・連絡・相談

(事業の実施)

第4条 市長は、事業の実施にあたり、この要綱に定める基準を満たし事業が円滑かつ適正に運営できると判断した、通所介護事業所または通所リハビリテーション事業所を運営する民間事業者等（以下「受託法人等」という。）に対し、事業を委託する。

2 第2条第2項により利用が決定した場合、市長は利用者の希望に配慮しつつ受託法人等に利用の紹介を行う。

3 市長は、事業の実施に際し、前項の利用者の主治医にサービス利用に際しての留意点等を記した診療情報提供書の作成を依頼し、主治医から提供を受けた情報を介護支援専門員及び受託法人等に提供する。なお、診療情報提供書の作成に係る費用の自己負担分については、当該利用者の負担とする。

(人員の基準)

第5条 受託法人等は事業の実施あたり、次の各号に定める従事者等を配置しなければならない。

(1) 従事者 個別対応及び利用者宅へ訪問することができる理学療法士または作業療法士を1名以上配置する。また、必要に応じて言語聴覚士、歯科衛生士、管理栄養士、看護師を配置することができる。

(2) 管理者 従事者から選任した者とする。

2 受託法人等は、前項の従事者の氏名及び当該従事者の有する職務に関する資格を市長に報告しなければならない。

(設備の基準)

第6条 事業の実施に必要な設備・備品等については、受託法人等が介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定する指定通所介護事業所または指定通所リハビリテーション事業所の設備基準を満たすことをもって、事業の実施に必要な設備・備品等を備えているものとする。

(実施時間等、実施期間及び他の介護保険サービス等との併用)

第7条 利用者への事業の実施は概ね週1回の実施とし、必要と認める場合週2回の実施とする。また、1回あたりの実施時間は2時間以上とする。

2 実施期間は、概ね6か月以内とし、ケアプランに定める目標の達成時までとする。ただし、市長が必要と認めた場合は実施期間を9か月間まで延長することができる。

3 事業の利用者は、当該事業を利用している間は介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション及び訪問型短期集中予防サービスを利用することはできない。

4 事業の利用を終了した者は、再度この事業を利用することはできない。ただし、状態の変化等により利用の必要性が認められる場合は、再度事業を利用することができる。

(事業に要する費用)

第8条 事業に要する費用の額（以下「事業費」という。）は、1回あたり5,060円とする。また、評価、計画指導の目的で利用者の自宅に訪問した場合は、1月あたり1回に限り2,300円を加算する。

(受託法人等に対する委託料)

第9条 市長は、この事業を実施する受託法人等に対し、前条の事業費から次条の利用者負担額を差し引いた額に利用回数に乗じた額を委託料として支払う。ただし、みなし2号対象者の利用に係る委託料は、生活保護の介護扶助から支払いを行う。

2 第1項の委託料の支払を受けようとする受託法人等は、市長に当月分の委託料に係る請求書を翌月10日までに提出しなければならない。提出期限までに請求書の提出を受けた市長は、請求内容を確認し適正である場合、請求書を受理した日の属する月の末日までに業務委託料を支払う。ただし、特別な理由がある場合は、この限りではない。

- 3 市長は、法、施行規則、その他関係法令、総合事業実施要綱の規定に違反した者又は偽りその他不正の手段により第1項の委託料の支払を受けた者がいるときは、当該委託料の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(利用者負担)

第10条 事業費に係る利用者負担額は、1回あたり250円とする。

- 2 前項に規定する利用者負担額のほか、診療情報提供料等については利用者の実費負担とする。
- 3 この事業の利用者は、前2項の利用者負担額を利用すること又は1月ごとに受託法人等に支払わなければならない。

(受託法人等の責務)

第11条 受託法人等は、正当な理由なく事業の提供を拒んではならない。

- 2 受託法人等は、介護支援専門員が作成したケアプランに基づき、事業の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した個別サービス計画を作成する。
- 3 受託法人等は、従事者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。
- 4 受託法人等は、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。
- 5 受託法人等は、事故発生時の対応を含めた安全管理体制を整備しなければならない。
- 6 事業実施中に発生した事故等については、速やかに市へ報告するとともに受託法人等が責任をもって対処しなければならない。
- 7 受託法人等は、事業の主旨に則り事業運営を行い、利用者が住み慣れた地域の中で、自助努力に基づき生活できるよう、最大限の支援をしなければならない。
- 8 受託法人等は、利用者に対し適切な事業を提供できるよう、事業所ごとに、従事者の勤務の体制を定めておかななければならない。
- 9 受託法人等は、地域包括支援センター又はその担当職員に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
- 10 受託法人等は、事業を提供する際にその者の提示する被保険者証によって、被保険者資格並びに要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間又は介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第140条の62の4第2号の厚生労働大臣が定める基準に該当する第1号被保険者が否かを確かめるものとする。

1 1 受託法人等が事業を廃止又は休止しようとする場合は、施行規則第140条の62の3第2項第4号及び第5号の基準に従い、市長への届出及び関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(利用者の責務)

第12条 利用者は、予め決定された利用日に利用できないときは、速やかに指定事業者に連絡しなければならない。

2 利用者は、設定した目標を達成するために、最大限の自助努力を行わなければならない。

(個人情報の保護)

第13条 受託法人等は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(再委託の禁止)

第14条 受託法人等は、外部に事業の再委託を行うことはできない。

(関係機関との連携)

第15条 市長、地域包括支援センター及び受託法人等は、互いに連携を図るなかで、事業の効果的な実施を図る。また、必要に応じて、かかりつけ医師及びその他関係機関と連携を図る。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。ただし、事業の実施は平成29年4月1日からとする。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 新型コロナウイルス感染症に対応する為、かかり増し経費が必要となること等を踏まえ、令和3年4月1日から9月30日までの間、基本報酬に0.1%上乗せをする。